

令和5年第6回玉名市農業委員会総会議事録

令和5年6月5日（月）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	16番	高島 尚	17番	中山 一久
18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

15番 境 浩之

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田 政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田 伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介
推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推15	大家 泉
推16	園田 勝義	推17	永田 眞一	推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推12 高本 昌揮 推13 宮永 義一 推14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

次長 西山 美和 係長 園木 俊範 主任 大原 三和 主任 酒井 史浩
会計年度任用職員 小山久美子

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
第26号 農用地利用集積計画の決定について
第27号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

報 告

第15号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第16号 農地の形状変更届について
第17号 許可申請の取下げについて

1. 開 会

○事務局次長（西山美和君） それでは、定刻を過ぎましたので、本日は農業委員総数 19名のうち15番、境委員から欠席の届け出があっており、18名の御出席でございます。また、最適化推進委員総数19名のうち12番、高本推進委員、13番、宮永推進委員、14番、東委員からは欠席の届け出はあっておりませんが、16名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和5年第6回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局次長（西山美和君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆さん、こんにちは。

農業委員会総会ということで、本当にお忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

実は、局長はちょっと体調が悪いということで、今日は欠席をされております。体調というか、今、落ち着いていますけどコロナということなので、私も30日から局長と実は一緒だったんですね。今日も午前中は再検査して熱もありませんので、出席しましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

また、特に6月になったら本当に雨で、昨年と比べると10日ほど早いという話もあっています。台風2号の関係で、近畿、東海、関東ですかね、本当に記録的な大雨になっています。あんな雨がまた九州に降ったらどうなるかなあと大変心配していますけれども、豪雨災害がないことを願うばかりです。これからは本当に田植えの準備、田植えということで大変忙しくなるとお思いますので、体調だけは気をつけて頑張っていたきたいとお思います。本当にまだまだコロナのほうも気をつけていただきますようお願いしまして、議事に入らせていただきます。

今日はですね、農業委員会総会公開ということで、3名の方が傍聴に見えられていますので、よろしくお願ひします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、議事に入ります。よろしくお願ひします。

本日は、第22号、24号から27号まで97件の議案審議となっています。それから、報告第15号から17号まで20件の報告がありますので、皆様方の慎重なる御審議をよろしくお願ひします。

本日の議事録署名は、委員番号12番の西本賢二郎委員と13番の中島浩輔委員にお願いしたいと思います。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いいたします。

併せまして、採決の際は、議決権のある農業委員さんのみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、議第22号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は11件です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局次長（西山美和君） 事務局、西山です。議第22号に入る前に申請の取下げがっておりますので、先に御報告いたします。29ページをお願いします。

議第22号6番、議第23号の1番については、備考欄の理由により取下げがなされております。

それでは、議案1ページをお願いいたします。

議第22号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。令和5年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、築地と河崎の申請人で、河崎の畑178㎡外1筆、計329㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

2番、立願寺と築地の申請人で、築地の畑3,518㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

3番、岩崎と小島の申請人で、小島の田1,021㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、伊倉の申請人で、伊倉北方の畑392㎡を相手方の要望と耕作便利のため売買するものです。

5番、伊倉の申請人で、伊倉北方の畑1,773㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

7番、築地と両迫間の申請人で、河崎の畑123㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。報告第15号13番と関連しております。

3ページをお願いいたします。

8番、福岡県みやま市と大牟田市の申請人で、下の田3,012㎡を労力不足と

相手方の要望のため売買するものです。

9番、岱明町と岡山県倉敷市の申請人で、岱明町の田1,735㎡外11筆、計8,712㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

10番、岱明町の申請人で、小浜の田1,765㎡外1筆、計2,050㎡を叔母から甥へ贈与するものです。

4ページをお願いいたします。

11番、天水町と熊本市の申請人で、天水町の畑1,200㎡外5筆、計4,358㎡を父から子へ贈与するものです。

12番、熊本市と天水町の申請人で、天水町の畑121.39㎡を借入地取得するものです。

以上11件、合計25,409.39㎡につきまして御提案しております。

去る5月30日、6月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いします。それから、連続して説明される場合は続けてよろしく願いいたします。

それでは、1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

以前から畑を借りて野菜を育てており、相手側の要望で畑2筆、329㎡を購入、譲渡人は労力不足、現地調査の結果、問題ないと判断いたします。

審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、畑3,518㎡、現地を調査したところ何ら問題もないと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○推4番（小山包昭君） 推進委員4番の小山です。番号3番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望により売買するものです。現地確認の結果、特に問題なく許可相当と思われます。

御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番、5番につきまして同じ委員なので、続けてよろしく願いいたします。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。4番の案件について説明します。

申請地は、伊倉のコンビニエンスストアより東へ200mくらい入った畑、392㎡です。申請人である譲受人は、申請地の西側、東側に隣接してみかん園を所有しております。農作業など耕作が便利のため売買契約するものです。6月1日に現地調査を行いました。特に問題はないと思いますが、審議のほどよろしく申し上げます。

続いて、5番の案件について説明します。

申請地は、伊倉の印刷工場より北側約70mくらいの道路に面した畑地1,773㎡です。申請人はこの近辺を5、6年前に数カ所農地を集められている経緯があります。申請人は高齢でもありますが、令和3年の8月5日の第9回農業委員会総会で、許可、承認された農地があります。

許可承認の理由としては、2年後に県外に住む息子が帰郷し、現在小作に出している水田を自分たちで作付けするということを考えており、そのためにも農地は全て維持しながら備えておきたいという営農計画と意欲が感じられ、総会審議で許可承認された経緯があります。あれから約2年近くになりますが、現在所有している農地の一部では、全筆の作付けには及ばない状況もあり、去る3日前、6月2日に申請人と息子が事務局を訪れた際に、息子に農業をする意思を確認したところ、いつになるかわからない。2年後か3年後かというような営農の意思が感じられなかったということを聞いております。また、農機具等も充実されていない状況で、農産物の販売実績もないことから、今回の申請については保留にしておきたいと思いますが、皆さんの審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 9番農業委員、岡村です。7番の案件について説明します。

申請地は自動車部品工場の前の水路の西側です。申請地123㎡、譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、譲受人は親の代から耕作していた土地で、何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いいたします。

○推7番（船津和利君） 推進委員番号7番、船津です。8番の案件について説明いた

します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということで売買です。場所的には旧梅林小学校の北側の道路沿いのところです。現在は荒地になっておりますけど、将来的には許可後には盛土の申請をしてから、そのあとにニンニクを作付けする予定だそうです。

よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○推10番（嶋田裕一君） 推進委員10番、嶋田です。9番の案件について御説明いたします。

申請地は、岱明町上で酪農畜産業を営む会社の周辺4カ所12筆、合計8,712㎡です。今回の申請は、岡山県に本社を置く会社のグループ企業内での移転であり、譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大のための所有権移転の申請となります。現在休耕地となっている申請地に肥料等の作付けを計画し行う予定となっております。設備、機械等は現在使用のものを継続することとなり、許可相当と判断いたします。

よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。10番の案件について説明します。

譲渡人は92歳の高齢で農業はできません。農地はですね、医療機関から300m南側で飲食店の北側で、畑1,765㎡です。あと1筆はですね、県立高校グラウンド南側で、50m離れた場所です。譲受人は甥に贈与するということです。甥は農業機械はほとんど持っておられますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。11番の案件について説明します。

申請農地は、譲渡人の父から同じ経営体の子へ贈与を希望する農地です。なお、譲受人の子は熊本市在住ですが、毎日天水の樹園地に通勤している農業者です。

以上、御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

では、12番をお願いいたします。

○推19番（坂門聡一君） 推進委員19番、坂門です。12番の案件について御説明いたします。

譲渡人の熊本市の方から、譲受人、天水の方への案件ですが、もともと熊本市の方の土地121.39㎡は、天水の譲受人の方が長年借地をしておられまして、今回、労働力不足とお互いの話し合いによりまして取得ということになりました。特にほかの土地も合わせて取得されますので問題ないと思います。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま3条申請につきまして委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。5番の案件を皆さんで協議していただいて、それと8番の案件について、この譲受人の方は大牟田市になっておりますが、先ほど11番の案件は毎日天水まで通うという話がありましたが、この8番の大牟田の方はどうなっているかお聞きしたいと思います。

○議長（下川 安君） はい、事務局でわかりますか。

○事務局次長（西山美和君） 大牟田市在住の方ですけれども、実家にですね、施設関係で農作業従事者とかもいらっしゃいますので、その方たちと一緒にですね、申請地も耕作するというので、通作距離は大牟田からですので30分程度です。

○5番（坂本正敏君） 農業をされているんですか。

○事務局次長（西山美和君） はい、農業はされております。

○5番（坂本正敏君） 以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ほかにごございませんでしょうか。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。9番の案件についてお尋ねしたいんですが、岡山県に本社のある会社のこの譲渡人と譲受人は全く親戚関係とかなんとかでもなくて、その譲受人は岡山からわざわざこちらに来て、これだけ8,712㎡の畑地を飼料かなんかとおっしゃいましたかね、どういふのかももう少し詳しく教えていただいて、この飼料をただ栽培して、ほかにいろんな規模拡大と書いてありますので、なんか展望といふかな、そういうのを御存じかなと思って聞きたいと思えます。

○推10番（嶋田裕一君） 推進委員10番、嶋田です。一応この譲受人のほうですね、譲渡人と譲受人、これは一つの岡山県に本社を置く会社のグループです。グループ会社ということになっているんですけど、この中で譲渡人のほうはですね、以前か

ら畜産をやっています、飼料等を以前作られていたところを今、休耕になっているところにまた再度飼料を作ろうというところで、この譲受人のほうでそういった飼料だとか、あと設備だとかそういったのを一括して、このグループ内のそういった飼料なんかを一括して栽培したり請け負ったりというところで、分配したりということで、請け負うような部門というところで資料をいただいております。この中での移動になるので、恐らく経営面積なんかゼロというのも、グループ内では何十町かという話は聞いているんですけども、会社自体としては作付けの持ち分がないと、こういったところですね、というところですね。

○8番（本田多美子君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） では、なければ採決に移りたいと思います。

議第22号農地法第3条の規定による許可申請11件です。何か。

○5番（坂本正敏君） 5番の案件はどういう処理を、5番の案件の処理の案件は保留、5番の案件は保留ですか。

○7番（田端末雄君） 保留にしたいと思いますが、皆さんの審議をよろしくお願ひしますということです。

○5番（坂本正敏君） 保留でだめだということは。保留ですね。

○議長（下川 安君） すみません、一応農地法第3条による許可申請11件出ています。そのうち5番については、とにかく説明がありましたように、委員から保留にお願いしたいというような説明があっています。それで、あと10件については許可相当だというお話ですので、それについて農業委員にですね、それでよいかということで採決をしたいと思います。

それでは、議第22号農地法第3条の規定による許可申請11件のうち10件につきましては原案どおり可決、残りの1件につきましては、1カ月ほど、次回総会までありますけれども、保留ということでお願いしたいと思いますが、それについて異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認めまして、議第22号につきましては、10件を許可し、1件については保留にすることに決定します。

続きまして、議第24号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局よりお願いいたします。

○事務局次長（西山美和君） 6ページをお願いいたします。

議第24号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。
令和5年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が岱明町の田97㎡で、転用目的は進入路での申請です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区分内の農地で第3種農地と判断しております。

以上1件、97㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る5月30日、6月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

それでは、1番をよろしく申し上げます。

○14番（徳井勝美君） 農業委員14番、徳井です。1番の案件について説明します。

土地の所在地は、玉名市岱明町扇崎、地目、畑です。面積は97㎡、転用の目的は分譲宅地予定地への進入道路ということです。転用する被害の発生はありません。道路両側にU字溝を設置され、路面はアスファルト道路として市道に接続されます。

現地調査の結果、何ら問題はなく、許可相当と判断しました。よろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第24号農地法第4条の規定による許可申請1件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第24号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第25号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は7件です。

このうち受付番号1番、2番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局の担当者が読み上げます。よろしく申し上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（西山美和君） 7ページをお願いいたします。

議第25号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が河崎の畑362㎡で、転用目的は車庫・資材置場です。農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が築地の畑948㎡外1筆、3,473㎡で、転用目的は農業用倉庫等です。申請地は、農用区域内にある農地であり、原則許可はできませんが、農振法第1条第4項に規定する農用地利用計画において、農業の用に供することから許可は可能と判断しております。

3番、申請物件が大倉の畑264㎡外1筆、計493㎡で、転用目的は進入路です。農地区区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8ページをお願いいたします。

4番、申請物件が大倉の畑58㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が両迫間の畑417㎡で、転用目的は特定建築条件付き土地（2戸）です。農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないと判断しております。

6番、申請物件が横島町の畑1,374㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が横島町の田1,134㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区区分は、横島支所から300m以内の土地で第3種農地と判断しております。

以上7件、合計7,311㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る5月30日、6月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。それでは、受付番号1番の始末書のほうを事務局の担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 今、受付番号1番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 9番農業委員、岡村です。1番の案件について説明します。

申請地は、自動車部品工場正門前、県道水路前です。先ほど説明しました3条の7番と同じで、譲受人が車庫・資材置場、車庫が28㎡、資材置場が100㎡として、転用用地は362㎡です。給水などはなし、雨水は西側の水路に排出し、敷地全体を砂利を敷いて自然浸透し、畑との境にはブロックを積む、今まで耕作していた土地で使用していたので、問題はないと思います。審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

それでは次、2番につきまして、これにつきましても始末書が出ていますので、担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号2番の始末書を読み上げられましたので、受付番号2番から7番まで委員の説明をお願いしたいと思いますけれども、まずは2番についてよろしくお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 3番農業委員、村上です。2番の案件について説明します。

申請地は医療機関から800mぐらい行ったところにあります。転用面積は現況宅地が948㎡、畑が2,525㎡、合計3,473㎡です。農業用倉庫並びに農業資材、農薬保管庫、販売品展示場、駐車場の予定です。給水は井戸を使って給水、汚水と雑排水、浄化槽で処理、雨水は自然浸透です。被害が生じた場合、申請者が責任をもって対応するとのことでした。

以上、調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番をよろしくお願いいたします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員6番、縄田です。3番の案件について説明いたします。

転用目的は、太陽光発電所までの進入路です。転用面積は493㎡で、70mほどの進入路になります。場所は208号線市営団地入り口から西に100m行ったところですが、現在通行中の道路では太陽光発電設置済みの用地への進入路としては幅が狭く、本申請地は目的地に最短距離で行くことができ、道路幅も十分確保できることから今回の申請になったそうです。給排水計画は道路なのでなく、被害防除計画としては、万が一被害がでた場合は、申請者が責任をもって対処するとのこと

です。

現地調査の結果、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。4番の案件について説明します。

譲受人は特定建築条件付き土地を購入され、木造平屋建て、事業面積339.21㎡を建築されます。今回は宅地拡張で、58㎡を庭として利用する目的で申請されています。造成中の被害防除として、分譲地と同じ高さに盛土して整地を行う造成工事を行います。土砂等の流出の恐れのある箇所はブロックで土留めを行います。また、隣接農地は非耕作地で、悪影響はないと考えますが、万が一にも被害が生じた場合は、転用者が自己の責任において補償すると共に万全な防除策を講じるということでした。

現地調査した結果、何ら問題もなく、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 9番農業委員、岡村です。5番の案件について説明します。

転用目的の分譲地、場所は自動車部品工場横北側です。2戸分、周りは北側は市道、東側は市道、西側は農道、南側は畑で、盛土を50cmしてL型で周りを囲む。北側市道との間に水路があります。出入口に橋を架けます。給水は上水道、下水道に、市の下水道に接続する。雨水は溜め桝をして水路に放水する。問題が起きたら譲受人が責任をもって解決するという事です。

現地調査の結果、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番、7番につきましては同じ委員なのでよろしく申し上げます。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。6番の案件について説明いたします。

申請地は山の上公園の横の西側の位置になります。平米数は1,370㎡、転用目的は太陽光発電施設です。パネル324枚、発電出力は49.5kwの計画です。給排水計画ですが、給水方法としましては、太陽光発電施設の建設のため、給水の計画はありません。雨水処理も申請地は盛土工事を行わず、既存のグラウンドレベルにて施工するという事です。なお、被害防除の計画ですが、外周にはフェンスにて隣接への土砂の流出を防止するという事で、もし破損の被害がでた場合は、施工業者の責任において速やかに処理をするという事です。日照ですが、隣接す

る土地の地権者の方には挨拶もかね事業説明をしておりますので、もし万が一被害が生じた場合は、責任をもって対処するということでした。

現地調査を確認し、許可相当と思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、同じく7番の説明をいたします。

これもまた太陽光発電の申請でございます。パネルも324枚、発電出力も49.5kw、全く同じ容量になっております。給排水計画でも給水の計画はなし、雨水処理もありません。現地を確認し、許可相当と思います。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○6番（土田健一君） 農業委員6番の土田です。6番、7番についてお尋ねいたします。

この太陽光発電施設、これは賃借の契約になっていますけれども、こういう物件というのは、大体例えば10年で更新とかそういう形になっていますか、基本的には。

○2番（高田優子君） これは30年間契約ということですか。

○6番（土田健一君） 30年ですか、はい、わかりました。両方とも30年ですか。

○2番（高田優子君） そうです。

○議長（下川 安君） ほかに何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ採決に移りたいと思います。

議第25号農地法第5条の規定による許可申請7件ですけれども、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第25号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第26号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。申請件数は77件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（西山美和君） 9ページをお願いいたします。

議第26号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和5

年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページから11ページの総括表、12ページから21ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が4件、4,769㎡、利用権設定が68件、271,893㎡、合計72件、276,662㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第26号農用地利用集積計画の決定77件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第26号につきましては、原案どおり決定いたします。

次に、議第27号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長（西山美和君） 22ページをお願いいたします。

議第27号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和5年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

23ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は、利用権設定が1件、1,405㎡、合計1件、1,405㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第27号農用地利用集積等促進計画の意見決定につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

採決の結果、異議なしと認め、議第27号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長(下川 安君) 続きまして、報告のほうに移ります。報告第15号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第16号農地の形状変更届について、報告第17号許可書取下げについて、20件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局次長(西山美和君) 報告第15号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和5年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、24ページから27ページまでの15件、合計32,218㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

報告第16号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和5年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回3件、1,245㎡を届け出理由に記載のとおりを受理しております。

29ページをお願いいたします。

報告第17号許可申請の取下げについて。下記の物件は、許可申請後に取下げの届け出がありましたので報告します。令和5年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回2件、2,061㎡を取り下げ理由に記載のとおり受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

これで本日の議案審議、それから報告が終わりました。

-----○-----

6. 閉 会

○議長(下川 安君) これをもちまして、令和5年第6回の農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後2時54分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年6月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 西本 賢二郎

農 業 委 員 中島 浩輔